

委託研究契約書

国立研究開発法人産業技術総合研究所 理事長 石村 和彦（以下「甲」という。）と＜委託先機関_機関名＞ ＜委託先機関_役職名＞ ＜委託先機関_代表者＞（以下「乙」という。）とは、次の条項により委託研究契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、次に掲げる研究題目に係る研究（以下「委託研究」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

研究題目「プラスチック添加剤に関連した暴露評価事例の体系化に関する研究」

（委託費）

第2条 甲は、次に掲げる金額（以下「契約金額」という。）の範囲内において、乙が委託研究の実施に要した経費（以下「委託費」という。）を乙に支払うものとする。経費の配分は別添の実施計画書のとおりとする。

契約金額 金＜委託研究予算_合計金額＞円（消費税及び地方消費税含む）

（委託期間）

第3条 委託研究実施の期間（以下「委託期間」という。）は次のとおりとする。

委託期間：契約締結日から令和8年3月31日まで

（委託費の支払）

第4条 甲は、第25条の規定により委託費の額を確定した後において乙の提出する様式第1による精算払請求書により委託費を支払うものとする。

2 乙が独立行政法人、地方公共団体等であり、甲が委託費のうち必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、様式第2による概算払請求書をもって請求することができる。ただし、様式第2による概算払請求書の必要項目を満たせば、乙の請求書により請求することができる。

（委託研究の実施）

第5条 委託研究の内容、委託研究の主たる実施場所及び委託研究に要する経費の内訳は、別添の実施計画書に定めるとおりとする。

（再委託）

第6条 乙は、委託研究の全部を第三者に委託してはならない。

2 乙は、別添1の履行体制図に従って、委託研究を実施しなければならない。

3 乙は、再委託（委託研究の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合には、様式第3による再委託に係る承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

（1）当該再委託が別添1の履行体制図（承認後等により第8条第1項の届出がなされた場合は、変更後の履行体制図をいう。）に記載のあるものである場合。

（2）契約金額が100万円未満である場合。

（3）当該再委託が、印刷費、会場借料、翻訳費その他これに類するものである場合。

4 乙が、委託研究の一部を再委託するときは、再委託した業務を実施する第三者の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

5 乙は、委託研究の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について、再委託業務を実施する第三者と約定しなければならない。

（再委託先の変更）

第7条 乙は、再委託先を変更する場合は、様式第3による再委託に係る承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制図変更届出書)

第8条 乙は、別添1の履行体制図に変更が生じる場合には、速やかに様式第4により作成した履行体制図変更届出書を甲に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 委託研究の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称変更又は住所移転の場合。
- (2) 事業参加者との契約における契約金額の変更のみの場合。
- (3) 第6条第3項2号及び3号に該当する場合。

2 甲は、前項の場合において、本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(帳簿等の整備)

第9条 乙は、委託費についてその支出を明らかにした専用の帳簿を備え、かつ、すべての証拠書類を整理して、委託研究の完了の日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(契約変更)

第10条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て本契約の内容を変更できるものとする。

- (1) 委託研究の実施の途中において、契約金額、委託期間又は実施計画書に定められた委託研究の目的の変更を行う必要が生じたとき。
- (2) 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。

(実施計画書等の変更)

第11条 乙は、前条の規定に基づき本契約の内容を変更する場合、及びそれ以外の場合で実施計画書に記載された内容の主要な変更を行う必要が生じたときは、速やかに様式第5による委託研究実施計画変更申請書を甲に提出し、甲の審査を受けなければならない。

ただし、委託研究内容の軽微な変更の場合及び、実施計画書に記載する経費の内訳の費目間（直接経費間に限る。）における流用であり、かつ、流用額が直接経費の50パーセント以内の流用である場合はこの限りではない。

なお、乙が甲に申し出て、委託研究の実施に支障を及ぼさない軽微な変更であるとあらかじめ甲が認めた場合は第4項及び第5項に規定するところによる。

- 2 甲は、前項の規定により、乙から提出された実施計画書の変更申請を受理したときは、その内容を審査し、適切と判断された場合は変更申請を承認する。
- 3 甲は、前項の規定により委託研究実施計画変更申請書を承認した場合は、次の手続を行う。
 - (1) 前条の規定に基づき本契約の内容を変更する場合は、変更契約を締結する。
 - (2) 第1項の規定により実施計画書に記載された内容の主要な変更を行う場合は、甲の承認をもって変更契約が締結されたものとみなす。
- 4 乙は、第1項なお書に規定する実施計画書の軽微な変更が生じたときは、様式第5による委託研究実施計画変更届出書を甲に提出しなければならない。
- 5 甲は、前項の規定により委託研究実施計画変更届出書を受理した場合は、当該受理日をもって変更契約が締結されたものとみなす。
- 6 甲又は乙は、その代表者、住所又は機関名を変更したときは、速やかに相手方に通知しなければならない。

(財産の管理)

第12条 乙が委託費により取得した財産等は、甲の帰属とする。

- 2 乙は、前項の財産等を甲又は甲の指定する者に移転するまでの間、善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。
- 3 乙が第1項の財産等を亡失又はき損したときは、その損害はすべて乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。
- 4 甲は、本契約に定める委託期間の終了後、第1項の財産等に係る委託研究を乙に委託しようとするとき、その他必要があるときは、当該財産等を引き続き使用させるものとする。

- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用するものとする。
- 6 前五項の規定にかかわらず、乙が、国、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方公共団体その他公法人、並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立大学及び公立学校である場合、乙が委託費により取得した財産等は、乙に帰属するものとする。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）による耐用年数の期限内に譲渡し、交換し、又は廃棄の処分をしてはならない。
- 7 乙は、前項の期限内に当該財産等を処分しようとするときは、甲の指示を受けるものとする。
- 8 乙は、様式第6による取得財産管理台帳を備えるものとし、取得財産明細表を第23条に規定する様式第15による委託研究実績報告書に添付して提出するものとする。

（知的財産権の範囲）

第13条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- （1）特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）
 - （2）特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権を受ける権利」と総称する。）
 - （3）著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「著作権」と総称する。）
 - （4）前3号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利
- 2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
- 3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利に基づき著作物を利用する行為、ノウハウの使用及び外国における上記各行為に相当する行為をいう。

（知的財産権の帰属）

第14条 乙は、本契約の締結日に次の各号のいずれの規定も遵守することを様式第7による書面で甲に届け出た場合、甲は委託研究の成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- （1）乙は、委託研究の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、第16条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
- （2）乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
- （3）乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- （4）乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

- イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む））又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。
 - 3 乙は第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。
 - 4 成果報告書、その他これに類するものの著作権は甲に帰属するものとし、乙は、成果報告書、その他これに類するものについて、著作者人格権を行使しないものとする。

（成果の利用行為）

- 第15条 乙は、前条第1項の規定にかかわらず、委託研究に係る発明等の著作物（成果報告書、その他これに類するものを除く。）に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づく甲及び当該第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

（知的財産権の報告）

- 第16条 乙は、委託研究の成果に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内（ただし、外国における出願の場合は90日以内）に、様式第8による産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項に従い、以下の記載例を参考にして、当該出願書類に甲の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。
【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】
「国等の委託研究の成果に係る特許出願（令和○年度国立研究開発法人産業技術総合研究所「○○」委託研究、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願）」
 - 3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内（ただし、外国における出願の場合は90日以内）に、様式第9による産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。
 - 4 乙は、委託研究により生じた発明等の著作物（成果報告書、その他これに類するものを除く。）の著作権のうち、次の各号に掲げるものについて、速やかに様式第10による著作物通知書を甲に提出しなければならない。なお乙は、甲からの求めがあった場合、当該著作物の電子ファイル化したものを甲に提出するものとする。
 - （1）著作権法第2条に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権
 - （2）プログラムの手引書その他これに類するもの
 - （3）乙の著作権の行使又は第三者への著作物の利用の許諾を行うもの
 - 5 乙は、委託研究の成果に係る知的財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第18条第3項に規定する場合を除く。）は、実施等した日から60日以内（ただし、外国にて実施等した場合は90日以内）に、甲に対して様式第11による知的財産権実施届出書を提出しなければならない。

（知的財産権の移転）

- 第17条 乙は、委託研究の成果に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、第14条、第15条、第16条、第18条、第19条及び本条第2項から第3項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、様式第12による移転承認申請書を甲に

提出して甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第14条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。

- 3 乙は、第1項の第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存在する場合に限る）である場合には、同項の移転を行う前に、甲に事前連絡の上、甲乙間の調整を行うものとする。
- 4 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転を行った日から60日以内（ただし、外国にて移転を行った場合は90日以内）に、様式第12の2による移転通知書を甲に提出しなければならない。
- 5 乙が第1項の移転を行ったときは、当該知的財産権の移転を受けたものは、当該知的財産権について、第14条第1項各号及び第3項並びに第15条から第20条までの規定を順守するものとする。

（知的財産権の実施許諾）

- 第18条 乙は、委託研究の成果に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第14条、第15条及び本条第2項から第4項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、委託研究の成果に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定を行う前に、様式第13による専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第14条第1項4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。
 - 3 乙は、前項の第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の専用実施権等の設定等を行う前に、甲に事前連絡の上、甲乙間の調整を行うものとする。
 - 4 乙は、第2項の専用実施権等の設定等を行ったときは、様式第13の2による専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（知的財産権の放棄）

- 第19条 乙は、委託研究の成果に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、様式第14による知的財産権放棄届出書を甲に提出しなければならない。

（ノウハウの指定）

- 第20条 甲及び乙は、協議の上、委託研究の成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。
- 2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

（職務発明規程の整備）

- 第21条 乙は、本契約の締結後速やかに従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明等が委託研究を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務発明規程を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業者等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを委託研究に適用できる場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

- 第22条 甲及び乙は、委託研究に関して相手方から提供若しくは開示された技術情報、資料又は委託研究に係る研究成果であって、提供若しくは開示の際に相手方より秘密である旨の表示がなされたもの又は口頭で開示されかつ開示の際に秘密である旨明示され開示後30日以内に書面で相手方より通知されたものを秘密として扱い、相手方の書面による事前の同意なしに、それらを第三者に提供、開示又は漏えいしないものとする。ただし、当該情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 相手方からの知得時に既に公知の情報又は相手方から知得後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報であるもの
 - (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
 - (3) 相手方から当該情報を知得した時点で既に保有していた情報であるもの
 - (4) 相手方から知り得た情報によらないで独自に開発したことが書面により立証できるもの
- 2 第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、裁判所、行政機関等より法令等に基づき秘密情報の開示

を求められた場合には、速やかにその旨を相手方に通知するものとする。この場合において、秘密情報の開示を求められた者は、当該秘密情報を必要最小限の範囲に限り、相手方の事前の同意を得ることなく当該裁判所、行政機関等に開示することができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、本契約の目的のために必要な範囲で弁理士、弁護士等の職務上守秘義務を負う外部専門家に対して秘密情報を開示することができる。ただし、外部専門家による秘密保持義務の違反は開示した当事者による違反とみなす。
- 4 甲又は乙は、本契約終了後速やかに、相手方の指示に従って相手方の秘密情報を返還又は廃棄するものとする。

(実績報告書の提出)

第23条 乙は、委託研究の完了の日までに様式第15により作成した委託研究実績報告書（以下「実績報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

(検査及び報告)

第24条 甲は、乙に対し、乙の事業所等の立入検査又は甲の指定する検査会場にて、次の各号に掲げる検査を行うことができるものとする。

- (1) 前条に規定する実績報告書に基づき、委託研究完了後速やかに行う検査
- (2) 委託期間中における委託研究の支出状況の検査
- (3) その他甲が必要と認める検査

2 甲は、前項の検査を次の各号に掲げる事項について行うことができる。この場合、甲は必要に応じ乙に対して参考となるべき報告及び資料の提出を求めることができる。

- (1) 委託研究の内容及び経理の状況
- (2) 機械装置等の製作状況及びこれらの運転、操作状況
- (3) 第9条に掲げる帳簿及び書類
- (4) その他甲が委託研究に関して必要と認める事項

3 甲は、第1項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ乙に検査場所、検査日時、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。

4 乙は、前項の通知を受けたときは、委託研究契約書別表に掲げる書類その他甲があらかじめ指定する書類を準備し、委託研究の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。

(委託費の額の確定)

第25条 甲は、前条第1項の検査の結果が第5条の委託研究の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に通知するものとする。

2 前項の確定額は、委託研究の実施に要した経費に係る適正な支出額と契約金額とのいずれか低い額とする。

(差額の返還又は支払等)

第26条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求により、甲による過払部分（以下「過払金」という。）を甲に返還しなければならない。

- (1) 既に支払われた額が、前条に規定する確定額を超えるとき。
- (2) 既に支払われた額が、第32条第1項に規定する甲の支払義務の全部又は一部を免除した後の甲の負担すべき額を超えるとき。
- (3) 既に支払われた額が、第32条第2項に規定する甲の負担すべき額を超えるとき。
- (4) その他過払金があるとき。

2 乙は、前項の過払金を甲の指定する期日までに返還しないときは、指定期日の翌日から返還する日までの日数に応じ、未返還金額に対して年3パーセントの率を乗じて計算した延滞金を付して返還しなければならない。

3 甲は、乙が第4条第2項の規定により概算払いを受領している場合であって、当該概算払いの合計額が確定額に満たない場合には、第4条第1項を準用する。

(成果報告書の提出)

第27条 乙は、委託研究の完了の日までに、様式第16による委託研究成果報告書、正・副1部を甲

に提出しなければならない。

(研究成果の公表)

第28条 乙は、委託研究の結果得られた成果のうち、第22条第1項において秘密と定めるもの、未出願又は未公開の産業財産権等、未公開論文及びノウハウに係るもの以外のものを、適切に発表又は公開することとする。

2 乙は、前項の規定に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、その内容が甲の委託研究の結果得られたものであることを明示しなければならない。

(解約権)

第29条 特記事項に定めるもののほか、甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解約することができる。

(1) 乙の責に帰すべき事由により、委託研究の全部又は一部の実施が、不可能又は著しく困難になったとき。

(2) 乙がこの契約書に記載された条件に違反したとき。

(3) 乙が本契約に関して不正又は虚偽の申立てをしたとき。

(4) 実施計画に定める研究担当者が、委託研究に関して研究活動の不正行為（研究成果の中に示されたデータや研究成果等をねつ造改ざん及び盗用する行為。以下同じ。）を行った者、関与した者又は責任を負う者として認定されたとき。

(乙の解約権)

第30条 乙は、甲が契約に違反したことにより委託研究の遂行が不可能となったときは、本契約の全部又は一部を解約することができる。

(不測の事態により委託研究の実施が不可能な場合の措置)

第31条 本契約の締結の際に予測することができない事由であって、甲乙いずれの責にも帰することのできない事由により委託研究の遂行が不可能又は著しく困難になったときは、甲乙協議して本契約を解約するものとする。

(危険負担等)

第32条 第29条及び特記事項の規定によって本契約が解約されたことにより、乙が委託研究の全部又は一部を完了することができないときは、甲は当該部分に係る経費の支払い義務を免れるものとする。

2 第30条及び前条の規定によって本契約が解約されたことにより、乙が委託研究の全部又は一部を完了することができないときは、乙は当該部分についての履行義務を免れるものとし、甲は、負担すべき額を乙と協議して定め、乙に支払うものとする。

(保証)

第33条 甲は、委託研究に関する報告書等の提出後、その内容が甲の承認した実施計画書と著しく異なることを発見したときは、乙に対し自己の費用でこれを修正させることができるものとする。

2 前項の請求権の有効期限は、成果報告書提出後1か年とする。

(研究活動における不正行為等への対応)

第34条 乙は本契約において、研究活動の不正行為への対応に関する指針（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究活動に関する指針」という。）による不正行為（ねつ造、改ざん、盗用をいう。以下同じ。）を行ってはならない。

2 乙は、公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「公的研究費に関する指針」という。）による不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めなければならない。

3 甲は、前項に掲げる乙の体制整備等の状況について、必要に応じて乙に対し報告させるとともに、不正使用等の防止のために特に必要があると認めるときは現地調査を行うことができる。また、甲は、乙の体制整備等の状況について問題があると認める場合には、乙に対し必要な措置を講じるものとする。

- 4 甲及び乙は研究活動に関する指針及び公的研究費に関する指針に基づき適切に対応するものとし、不正行為若しくは不正使用等があったと認められた場合には、必要な措置を講じるものとする。

(違約金)

- 第35条 甲が第29条の規定により、本契約の全部又は一部を解約したときは、甲は違約金として、解約部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を、乙に請求することができる。
- 2 乙は、前項の違約金を甲の指定する納期までに納付しないときは、指定期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付金額に対して年3パーセントの率を乗じて計算した延滞金を支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

(債権譲渡等)

- 第36条 乙は、次の各号に掲げる行為を行おうとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- (1) 本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させること。
- (2) 甲に引き渡す前の取得財産等に質権その他の担保物権を設定すること。

(相殺)

- 第37条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務があるときは、本契約に基づき乙に支払うべき金額とその債務の対当額について相殺することができるものとする。

(契約の公表)

- 第38条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の氏名又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第39条 乙は、甲が有する個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）については、個人情報の保護に関する法令、ガイドライン、指針等に基づく義務と責任を有するものとする。
- 2 乙は、本契約の目的及び実施計画書の範囲を超えて、甲が保有する個人情報を取得してはならない。
- 3 乙は、委託研究を遂行するために個人情報を収集するときは、甲の指示に従い、適法かつ公正な手段により取得するものとする。
- 4 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。
- (1) 甲から預託を受けた個人情報若しくは乙が委託研究を遂行するために収集した個人情報を第三者に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。
- (2) 甲から預託を受けた個人情報若しくは乙が委託研究を遂行するために収集した個人情報について、本契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 5 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 甲は、必要があると認めるときは、甲の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報若しくは乙が委託研究を遂行するために収集した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 7 乙は、甲から預託を受けた個人情報を、委託研究完了後、廃止後、又は解約後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 8 乙は、甲から預託を受けた個人情報若しくは乙が委託研究を遂行するため収集した個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 9 甲は、乙の故意又は過失により、乙が甲から預託を受けた個人情報又は乙が委託研究を遂行するため収集した個人情報の漏えい事案が発生し、甲が損害を受けたときは、乙に損害賠償を請求することができるものとする。

(有効期限)

第40条 本契約期間にかかわらず、第16条から第20条の規定は、当該条項に定める知的財産権の権利存続期間中有効とし、第14条及び前条の規定は本契約終了後も有効とし、第22条の規定は本契約終了後3年間有効とし、第28条の規定は本契約終了後5年間有効とする。

(契約書の解釈)

第41条 この契約書の条項について解釈上疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。

特記事項

【特記事項1】

(談合等の不正行為による契約の解約)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解約することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解約するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解約)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解約することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるときまたは法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（委託契約等に関する契約解約）

第5条 乙は、本契約に関する委託先等（委託先（乙から再委託された第三者及び当該再委託以降のすべての受託者をいう。以下同じ。）並びに自己又は委託先が本契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解約対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該委託先等との契約を解約し、又は委託先等に対し解約対象者との契約を解約させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が委託先等が解約対象者であることを知りながら契約し、若しくは委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該委託先等との契約を解約せず、若しくは委託先等に対し契約を解約させるための措置を講じないときは、本契約を解約することができる。

（損害賠償）

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解約した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解約した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 前項に規定する場合において、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は委託先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は委託先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

< 契約日 >

(甲) 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号
国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長 石村 和彦

(乙) < 委託先機関_所在地 >
< 委託先機関_機関名 >
< 委託先機関_役職名 > < 委託先機関_代表者 >

(様式第 1)

記 号 番 号
令和 年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長 石村 和彦 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名
登 録 番 号

精算払請求書

契約書第 4 条第 1 項の規定に基づき、精算払を下記のとおり請求します。

記

1. 契約件名等

契約締結日	
契約件名	

2. 請求金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）

請求金額	
------	--

消費税及び地方	10%対象		内税	
消費税率別内訳	8%対象		内税	

3. 振込先金融機関名等

振込先金融機関名	
支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座の名義人	

(この請求書の提出時期：契約書第 2 5 条の通知を受けた後。)

(様式第2)

記 号 番 号
令和 年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長 石村 和彦 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名
登 録 番 号

概算払請求書

契約書第4条第2項の規定に基づき、概算払を下記のとおり請求します。

記

1. 契約件名等

契約締結日	
契約件名	

2. 請求金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）

請求金額				
消費税及び地方 消費税税率別内訳	10%対象		内税	
	8%対象		内税	

3. 概算払を必要とする理由

概算払を必要とする理由	
-------------	--

4. 振込先金融機関名等

振込先金融機関名	
支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座の名義人	

※ この請求書には、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。
（この請求書の提出時期：概算払を受けることを希望するとき。）

(別 紙)

概算払請求内訳書

(単位：円)

費目	委託 金額	支出 実績額	支出 見込額	合計額	既受領額	請求額	残額
合計							

(様式第3)

記 号 番 号
年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長 石村 和彦 殿

住所・名称
及び代表者氏名

再委託に係る承認申請書

契約書第6条第3項（再委託先の変更の場合は第7条）の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

研究題目及び契約締結日

（委託業務の一部を再委託する場合）

1. 再委託先の名称及び住所
2. 再委託先の業務の範囲
3. 再委託の業務を終了すべき時期
4. 再委託する必要性
5. 再委託の契約金額

（再委託の相手方を変更する場合）

1. 変更前の再委託先の名称及び変更後の再委託先の名称並びに住所
2. 変更後の再委託先の業務の範囲
3. 変更後の再委託先の業務を終了すべき時期
4. 変更する理由
5. 再委託先の契約金額

(様式第4)

記 号 番 号
年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長 石村 和彦 殿

住所・名称
及び代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 研究題目
2. 契約締結日
3. 変更の内容
4. 変更後の体制図

(様式第5)

記 号 番 号
年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長 石村 和彦 殿

住所・名称
及び代表者氏名

委託研究実施計画変更（申請・届出）書

契約書（第11条第1項・第4項）の規定に基づき下記のとおり（申請し・届出）ます。

記

1. 研究題目
2. 契約締結日
3. 委託金額（委託金額の変更を伴う場合は、新旧対比で記載すること。）
4. 委託研究の進捗状況
5. 実施計画変更の内容
6. 実施計画変更の理由
7. 実施計画変更が委託研究に及ぼす影響
8. 実施計画変更後の経費の配分（新旧対比のこと。）
9. 変更期日（届出の場合のみ）

（注）中止又は廃止の場合は、中止又は廃止後の措置を含めて、この様式に準じて申請すること。

(様式第6)

委託先名称 : ○○○

研究題目 : ○○○

○○年度委託研究契約に係わる取得財産明細表

区分	財産名	規格	数量	単価	金 額	取得年月日	保管場所	備考

(注)

1. 対象となる取得財産は、取得価格の単価が消費税及び地方消費税抜きで10万円以上の財産とする。
2. 区分は、(イ)事務用備品、(ロ)事業用備品、(ハ)書籍、資料、図書類、(ニ)無体財産権(工業所有権等)、(ホ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
3. 数量は、同一規格等であれば、一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第7)

記 号 番 号
年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長 石村 和彦 殿

住所・名称
及び代表者氏名

確認書

＜委託先機関_機関名＞ ＜委託先機関_役職名＞ ＜委託先機関_代表者＞（以下「乙」という。）は、国立研究開発法人産業技術総合研究所 理事長 石村 和彦（以下「甲」という。）に対し下記の事項を約する。

記

1. 契約件名等
研究題目「＜委託研究題目＞」
契約締結日 ＜契約日＞
2. 乙は、上記委託研究の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、当該委託契約書の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
3. 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で委託研究の成果に係る知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
4. 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
5. 乙は、上記3. に基づき、甲に利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。
6. 乙は、甲が上記4. に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出する。
7. 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の許諾若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。
イ 乙が株式会社である場合に、乙がその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に移転又は専用実施権等の設定をする場合
ロ 乙が承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に移転又は専用実施権等の設定をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合に、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定をする場合

(様式第8)

記 号 番 号
年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長 石村 和彦 殿

住所・名称
及び代表者氏名

産業財産権出願通知書

契約書第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 研究題目
2. 契約締結日
3. 出願国
4. 出願に係る産業財産権の種類
5. 発明等の名称
6. 出願日
7. 出願番号
8. 出願人
9. 代理人
10. 優先権主張

(様式第9)

記 号 番 号
年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長 石村 和彦 殿

住所・名称
及び代表者氏名

産業財産権通知書

契約書第16条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 研究題目
2. 契約締結日
3. 出願等に係る産業財産権の種類
4. 発明等の名称
5. 出願日
6. 出願番号
7. 出願人
8. 代理人
9. 登録日
10. 登録番号

(様式第 10)

記 号 番 号
年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長 石村 和彦 殿

住所・名称
及び代表者氏名

著作物通知書

契約書第 16 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 研究題目
2. 契約締結日
3. 著作物の種類
4. 著作物の題号
5. 著作者の氏名 (名称)
6. 著作物の内容

(様式第 1 1)

記 号 番 号
年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長 石村 和彦 殿

住所・名称
及び代表者氏名

知的財産権実施届出書

契約書第 1 6 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 研究題目
2. 契約締結日
3. 実施した知的財産権

知的財産権の種類（注 ¹ ）及び番号（注 ² ）	知的財産権の名称等（注 ³ ）

4. 実施（第三者は実施許諾した場合）

自己・第三者（注⁴）

記載要領

- (注¹) : 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、品種登録者の権利のうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注²) : 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。
- (注³) : 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。
- (注⁴) : 自己又は第三者のいずれかを○で囲む。

(様式第 12)

記 号 番 号
年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長 石村 和彦 殿

住所・名称
及び代表者氏名

移転承認申請書

契約書第 17 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 研究題目
2. 契約締結日
3. 開発項目
4. 移転しようとする知的財産権
(知的財産権の種類(注1)、番号(注2)及び名称(注3)を記載する。移転先及び承認をうける理由が同じ場合は、複数列举可)
5. 移転先
(名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。)
6. 承認をうける理由(注4)
(以下のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。)
 - (1) 移転先(移転先から実施許諾を受けている者を含む。以下同じ。)が、国内事業活動(製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等)において当該知的財産権を利用するため
 - (2) 移転先が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため
 - (3) その他

記載要領

- (注1)： 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注2)： 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウについては、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。
- (注3)： 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。
- (注4)： 具体的な理由を、以下の要領に従って記載すること。
- ①理由が(1)の場合
国内事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)
- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績または具体的な計画
 - ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績 等
- ②理由が(2)の場合
海外事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)
- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績または具体的な計画
 - ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績 等
- さらに、当該知的財産権の利用により、我が国に利益がもたらされることが明確であることを、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)
- ・移転元の経営戦略における当該移転の位置づけ(国際分業戦略等)
 - ・当該移転により移転元及び我が国にもたらされる利益の見込み 等
- ③理由が(3)の場合
当該知的財産権の移転が必要である理由を、具体的に説明する。

(様式第 12 の 2)

記 号 番 号
年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長 石村 和彦 殿

住所・名称
及び代表者氏名

移転通知書

契約書第 17 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 研究題目
2. 契約締結日
3. 移転した知的財産権
(知的財産権の種類 (知的財産権の種類 (注 1)、番号 (注 2) 及び名称 (注 3) を記載する。
移転先が同じ場合は、複数列举可)
4. 移転先
(名称、住所、連絡先、代表者、担当者を記載する。)
5. 当該移転が認められる理由 (以下のいずれかを選択する。)
(1) 契約書第 17 条第 2 項の規定に基づき、甲の承認を受けたため (承認書の写しを添付する。)
(2) 以下の理由により承認が不要であるため (さらに以下のいずれかの理由を選択)
イ 子会社又は親会社への移転であるため
ロ 承認 TLO 又は認定 TLO への移転であるため
ハ 技術研究組合から組合員への移転であるため
ニ 合併又は分割による移転であるため
6. 誓約事項
当該知的財産権の移転を行うにあたり、契約書第 14 条から第 19 条までの規定の適用に支障を与えないよう移転先に約させました。

記載要領

- (注1) : 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注2) : 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。著作権については、登録の申請を行っている場合には登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウについては、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。
- (注3) : 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

(様式第 13)

記 号 番 号
年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長 石村 和彦 殿

住所・名称
及び代表者氏名

専用実施権等設定承認申請書

契約書第 18 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 研究題目
2. 契約締結日
3. 開発項目

4. 専用実施権等（注 1）を設定しようとする知的財産権に
（専用実施権等の設定を受ける者及び承認を受ける理由が同じ場合は、複数列举可）

知的財産権の種類（注 2）、番号（注 3）及び名称（注 4）	専用実施権等の範囲（地域・期間・内容）	設定を受ける者の名称

5. 専用実施権等の設定を受ける者
（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）

6. 承認を受ける理由（注 5）
（下記のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。）

- （1）専用実施権等の設定を受ける者（専用実施権者から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。）
が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において
当該知的財産権を利用するため
- （2）専用実施権等の設定を受ける者が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することによ
り、我が国に利益がもたらされるため
- （3）その他

記載要領

- (注1)： 特許法第77条に規定する専用実施権、実用新案法第18条に規定する専用実施権、意匠法第27条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第16条に規定する専用利用権、種苗法第25条に規定する専用利用権をいう。
- 著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。
- ノウハウについては、ノウハウを排他的に利用する権利であって、かつノウハウを保有する者自らは、他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを定めている権利をいう。
- (注2)： 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注3)： 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウについては、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。
- (注4)： 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。
- (注5)： 具体的な理由を、様式第12の記載要領(注4)に従って記載すること。

(様式第 13 の 2)

記 号 番 号
年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長 石村 和彦 殿

住所・名称
及び代表者氏名

専用実施権等設定通知書

契約書第 18 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 研究題目
2. 契約締結日
3. 開発項目

4. 専用実施権等（注 1）を設定した知的財産
（専用実施権等の設定を受けた者が同じ場合は、複数列举可）

知的財産権の種類（注 2）、番号（注 3）及び名称（注 4）	専用実施権等の範囲（地域・期間・内容）

5. 専用実施権等の設定を受けた者
（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）
6. 当該専用実施権等の設定が認められる理由（以下のいずれかを選択する。）
 - （1）契約書第 18 条第 2 項の規定に基づき、甲の承認を受けたため（承認書の写しを添付する。）
 - （2）以下の理由により承認が不要であるため（さらに以下のいずれかの理由を選択する。）
 - イ 子会社又は親会社への専用実施権等の設定であるため
 - ロ 承認 T L O 又は認定 T L O への専用実施権等の設定であるため
 - ハ 技術研究組合から組合員への専用実施権等の設定であるため

記載要領

- (注1): 特許法第77条に規定する専用実施権、実用新案法第18条に規定する専用実施権、意匠法第27条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第16条に規定する専用利用権、種苗法第25条に規定する専用利用権をいう。
- 著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。
- ノウハウについては、ノウハウを排他的に利用する権利であって、かつノウハウを保有する者自らは、他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを定めている権利をいう。
- (注2): 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注3): 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウについては、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。
- (注4): 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

(様式第 1 4)

記 号 番 号
令和 年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長 石村 和彦 殿

住所・名称
及び代表者氏名

知的財産権放棄届出書

契約書第 1 9 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名等

契約締結日	
契約件名	

2. 開発項目

3. 放棄しようとする知的財産権

(知的財産権の種類(注1)、番号(注2)及び名称(注3)を記載する。)

4. 放棄予定日

記載要領

- (注1) : 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注2) : 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウについては、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。
- (注3) : 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

(様式第 15)

記 号 番 号
年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長 石村 和彦 殿

住所・名称
及び代表者氏名

委託研究実績報告書

契約書第 23 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 研究題目
2. 契約締結日
3. 委託金額
4. 実施した委託研究の概要
5. 委託研究に要した経費 別紙

(様式第 15 別紙)

5. 委託研究に要した経費

1) 総括表 (注)

(単位：円)

費目	委託契約額	流用額	流用後額	支出実績額	受けるべき 委託費の額
1. 人件費	0	0	0	0	0
2. 事業費	0	0	0	0	0
3. 一般管理費	0	-	0	0	0
小計	0	-	-	0	0
消費税及び地方 消費税相当額	0	-	-	0	0
合計	0	-	-	0	0

2) 支出内訳 (実施計画書中の経費の内訳に従い支出実績額の内訳を記載すること。)

(単位：円)

費目	金額
1. 人件費	
2. 事業費	
① 旅費	
② 会議費	
③ 謝金	
④ 備品費	
⑤ 消耗品費	
⑥ 外注費	
⑦ 印刷製本費	
⑧ 補助員費	
⑨ その他経費	
3. 一般管理費	
4. 消費税及び地方消費税	
合計	

(注)： 総括表は、以下のとおり記載する。

- ・費目 支出計画中の費目の名称を記載する。
- ・委託契約額 費目ごとに、委託契約額（計画変更の承認を行った場合は当該変更後の額）を記載する。
- ・流用額 支出計画の費目の50パーセント以内の流用を行う場合は、費目ごとにその額を記載する。
（ただし、費目間の流用制限があるため、あらかじめ委託元へ相談をした上で対応すること。）
- ・流用等後額 委託契約額、流用額の合計を費目ごとに記載する。
- ・支出実績額 委託業務に要した経費を費目ごとに記載する。
- ・受けるべき委託金の額 費目ごとに、流用後額と支出実績額のいずれか少ない額を記載する。ただし、消費税及び地方消費税相当額は小計欄に消費税額を乗じた額とする。

総括表（記入例）

（単位：円）

費目	委託契約額	流用額	流用後額	支出実績額	受けるべき 委託金の額
1. 人件費	900,000	-90,000	810,000	800,000	800,000
2. 事業費	1,000,000	90,000	1,090,000	1,500,000	1,090,000
3. 一般管理費	190,000	-	190,000	230,000	190,000
小計	2,090,000	-	-	2,530,000	2,080,000
消費税及び地方消費税相当額	209,000	-	-	253,000	208,000
合計	2,299,000	-	-	2,783,000	2,288,000

（この報告書の提出時期：約定期限まで。）

(様式第 16)

記 号 番 号
年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長 石村 和彦 殿

住所・名称
及び代表者氏名

委託研究成果報告書

契約書第 27 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 研究題目
- 2 契約締結日
- 3 委託研究に係る研究の成果
 - ①要約
 - ②本文
- 4 研究発表・講演、文献、特許等の状況
 - ①研究発表・講演
 - ②文献
 - ③特許等
 - ④その他の公表（プレス発表）